

NFT (Non-fungible Tokens)

スマートコントラクトと課税 (2・完)

—Michael D. Murray 論文を踏まえて—

古 賀 敬 作

- I. 著作権法上の権利 (第74巻3号)
- II. Michael D. Murray 論文の抄訳 (第74巻3号)
- III. NFTに係る米国の課税ポリシーの動向 (第74巻5号)

III. NFTに係る米国の課税ポリシーの動向

III-1. 概観

IRSと財務省は2023年3月21日付けで、非代替性トークン(NFT)に関して発行した最初のNotice(Notice 2023-27)を発遣した²²⁾。当該Noticeは、IRSがNFTに関して発行した最初のガイダンスであり、第408条(m)に基づく回収・収集品(collectibles)として適格なNFTを所有する個人退職金口座(IRA: Individual Retirement Accounts)²³⁾の潜在的な連邦税上の影響のいくつかに対処するものである²⁴⁾。今般、米国は、こうしたデジタル社会を象徴しうる類似の資産等に関し、例えば、IRSは2015年3月15日付けで、仮想通貨を使用する取引に係る現行の租税法の一般原則の適用を問うNotice 2014-21²⁵⁾を発遣し、その5年後に、ハードフォークやエアドロップによる仮想通貨の受領が受取人に課税所得をもたらしたか否かに関するRevenue Ruling 2019-24²⁶⁾を発遣し、また、ある具体的な連

22) IRS, *IRS issues guidance, seeks comments on nonfungible tokens* (Mar. 21, 2023), available at <https://www.irs.gov/newsroom/irs-issues-guidance-seeks-comments-on-nonfungible-tokens>, last visited November 5, 2023.

23) IRC§408が定める個人退職金口座(IRA)については、「税法上の個人退職所得金計画(individual retirement plan: IRP)により、老後資金の貯蓄を促す観点から、主に賃金給与所得者は、税制上の優遇措置を受けることのできる個人退職金口座(Individual Retirement Account: IRA)を銀行や生命保険会社、証券会社などを通じて開設し、退職後に備えた蓄積をすることができます(法408条)」と説明される(伊藤公哉『アメリカ連邦税法第6版』255頁(中央経済社, 2017)参照)。

24) Betsy Smith *et al.*, *Proposed IRS Guidance on Non-Fungible Tokens—What It Says and Does Not Say*, 40 J. Tax'n Inv. 43, 43 (2023).

25) IRS, *Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions* (April 14, 2014), available at <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-14-21.pdf>, last visited November 2, 2023.

26) IRS, *Virtual currency: IRS issues additional guidance on tax treatment and reminds taxpayers of reporting obligations* (October 9, 2019), available at <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rr-19-24.pdf>, last visited November 2, 2023.

邦所得税の原則（例えば、同種交換原則または資産が無価値になる場合）が仮想通貨にどのように適用されるかを問う Chief Counsel Advice Memorandum²⁷⁾ をリリースした²⁸⁾。今回の NFT に係る Notice 2023-27 の課税ポリシーをみるべく、まずは、以下で、これらの IRS による提案の内容を概観してみることにする（ほぼ原文ママである。なお、必要に応じて引用筆者補注を付する）。

(1) Notice 2014-21

セクション 1. 目的

この Notice では、仮想通貨を使用する取引に既存の一般的な租税の原則が如何様に適用されるかについて説明する

セクション 2. 背景

IRS は、「仮想通貨」が商品やサービスの支払いに使用されたり、投資のために保有されたりする可能性があることを認識している。仮想通貨は、交換媒体、勘定単位、または価値の保存として機能する価値のデジタル表現である。環境によっては、それは「本物の」通貨のように機能する。つまり、それは、法定通貨として指定され、流通し、発行国で交換媒体として慣習的に使用され、受け入れられている米国またはその他の国の硬貨と紙幣であるが、いずれの管轄区域においても法定通貨の地位を有さない。実在通貨と同等の価値を持つ仮想通貨、または実在通貨の代替として機能する仮想通貨は、「兌換可能」仮想通貨と称される。ビットコインは、兌換可能な仮想通貨の一例である。ビットコインはユーザー間でデジタル取引が可能で、米ドル、ユーロ、その他の本物の通貨または仮想通貨と購入または交換できる。

セクション 3. 範囲

一般に、兌換可能な仮想通貨の販売若しくは交換、または現実世界の経済取引における商品またはサービスの支払いのための兌換可能な仮想通貨の使用には、納税義務が生じうる税務上の影響がある。この Notice は、兌換可能な仮想通貨の取引または兌換可能な仮想通貨を使用する取引の米国連邦税上の影響のみを対象としており、セクション 4²⁹⁾ (引用者補注) で使用される「仮想通貨」の文言は、兌換可能な仮想通貨のみを指す（下記図表参照）。この Notice に言及されていない仮想通貨に関して推論を導き出すべきではない。

27) 同種交換原則に係る Counsel Advice Memorandum については、<https://www.irs.gov/pub/irs-wd/202124008.pdf> (June 18, 2021) (最終閲覧日2023年10月25日確認)、資産が無価値になる場合についての Counsel Advice Memorandum は、<https://www.irs.gov/pub/irs-wd/202302011.pdf> (Jan. 10, 2023) (最終閲覧日2023年10月25日確認)をそれぞれ参照されたい。

28) Betsy Smith *et.al.*, *supra* note 24, at 43.

29) Notice 2014-21 セクション 4 (よくある質問) は、以下の16の Q&A から構成される。本文中では、10の Q&A を掲げているが、残りの Q&A については、こちら <https://www.irs.gov/irb/2014-16_IRB#NOT-2014-21 (最終閲覧日2023年11月2日確認)>を参照されたい。

[図表] Notice 2014-21 セクション4 Q&A

Q1	仮想通貨は連邦税上、どのように扱われるか？	A1	連邦税上、仮想通貨は財産として扱われる。一般的な租税の原則は、仮想通貨を使用した財産取引に適用される。
Q2	仮想通貨は、米国連邦税法上、外貨損益の判断において通貨として扱われるか？	A2	いいえ。現在適用されている法律では、仮想通貨は、米国連邦税の目的で外貨の損益を生み出す可能性のある通貨として扱われない。
Q3	商品やサービスの対価として仮想通貨を受け取る納税者は、仮想通貨の公正市場価値を総所得の計算に含める必要があるか？	A3	はい。商品またはサービスの支払いとして仮想通貨を受け取る納税者は、総所得を計算する際に、仮想通貨を受け取った日時点での米ドルで測定された仮想通貨の公正市場価値を含める必要がある。See Publication 525, <i>Taxable and Nontaxable Income</i> , for more information on miscellaneous income from exchanges involving property or services.
Q4	Q&A-3で商品・サービスの代金として受け取る仮想通貨の根拠は何ですか？	A4	Q&A-3において、納税者が物品又は役務の対価として受け取る仮想通貨の基礎は、受領日時点における米ドル建ての仮想通貨の公正市場価値である。See Publication 551, <i>Basis of Assets</i> , for more information on the computation of basis when property is received for goods or services.
Q5	仮想通貨の公正市場価値はどのように決まるか？	A5	米国の税務上、仮想通貨を使用した取引は米ドルで報告する必要がある。したがって、納税者は、支払い日または受領日時点での米ドルでの仮想通貨の公正市場価値を決定する必要がある。仮想通貨が取引所に上場され、為替レートが市場の需給によって設定されている場合、仮想通貨の公正市場価値は、一貫して適用される合理的な方法で、仮想通貨を為替レートで米ドルに換算することによって決定される（または、米ドルに換算できる別の現実通貨に換算すること）。
Q6	仮想通貨を他の財産と交換することで、納税者に損益は存するか？	A6	はい。仮想通貨と引き換えに受け取った財産の公正市場価値が、納税者の仮想通貨の調整後基準を超える場合、納税者は課税所得を得ます。納税者は、受け取った財産の公正市場価値が仮想通貨の調整後基準よりも少ない場合、損失を被る。See Publication 544, <i>Sales and Other Dispositions of Assets</i> , for information about the tax treatment of sales and exchanges, such as whether a loss is deductible.
Q7	仮想通貨の売却や交換で納税者が実現する利益や損失にはどのようなものがあるか？	A7	損益の性質は、一般的に仮想通貨が納税者の手にある資本資産であるかどうかによって異なる。納税者は一般的に、納税者の手元にある資本資産である仮想通貨の売却または交換でキャピタルゲインまたはキャピタルロスを実現する。たとえば、株式、債券、およびその他の投資用不動産は、一般的に資本資産である。納税者は、通常、納税者の手元にある資本資産ではない仮想通貨の売却または交換において、経常損益を実現する。主に営業又は事業で顧客に販売するために保有されている在庫やその他の資産は、資本資産ではない資産の例である。See Publication 544 for more information about capital assets and the character of gain or loss.
Q8	仮想通貨を「マイニング」する納税者（たとえば、コンピューターリソースを使用してビットコイン取引を検証し、公開ビットコイン取引台帳を維持する）は、それらの活動から生じる仮想通貨を受け取った時点で総収入を実現するか？	A8	はい、納税者が仮想通貨の「マイニング」に成功した場合、受領日時点での仮想通貨の公正市場価値は総所得に含められる。See Publication 525, <i>Taxable and Nontaxable Income</i> , for more information on taxable income.
Q9	営業又は事業として仮想通貨を「マイニング」する個人は、その活動から得られる所得に対して自営業者税（self-employment tax）の対象となるか？	A9	納税者による仮想通貨の「マイニング」が営業又は事業を構成し、その「マイニング」活動が納税者によって従業員として行われない場合、それらの活動から生じる自営業からの純利益（一般的には、営業又は事業を行うことから得られる総所得から許容される控除を差し引いたもの）は自営業所得を構成し、自営業者税の対象となる。See Chapter 10 of Publication 334, <i>Tax Guide for Small Business</i> , for more information on self-employment tax and Publication 535, <i>Business Expenses</i> , for more information on determining whether expenses are from a business activity carried on to make a profit.
Q10	独立請負業者が業務を遂行するために受け取った仮想通貨は、自営業の収入に該当するか？	A10	はい。一般的に、自営業の所得には、従業員以外の個人が行う営業又は事業から個人が得たすべての総所得が含まれる。したがって、独立した請負業者として行われた役務の提供に対して受領した仮想通貨の公正市場価値は、受領日時点で、米ドルで測定され、自営業者所得を構成し、自営業者税の対象となる。See FS-2007-18, April 2007, <i>Business or Hobby? Answer Has Implications for Deductions</i> , for information on determining whether an activity is a business or a hobby.
以下、省略			

(2) Revenue Ruling 2019-24

問題

- (1) 納税者が新しい暗号通貨のユニットを受領しない場合、納税者が所有する暗号通貨のハードフォークの結果として、納税者は IRC §61 のもとで総所得を有するか。
- (2) 納税者が新しい暗号通貨の単位を受け取った場合、ハードフォーク後の新しい暗号通貨のエアドロップの結果として、納税者は §61 のもとで総所得を有するか。

背景

仮想通貨は、米ドルまたは外貨の表現以外の交換媒体、勘定単位、および価値の保存場所として機能する価値のデジタル表現である。外貨とは、米国以外の国の硬貨や紙幣で、法定通貨に指定され、流通し、発行国で交換手段として慣習的に使用され、受け入れられているものである (31CFR (連邦規則第31巻) §1010.100(m)³⁰⁾(筆者補注) を参照)。

暗号通貨は、ブロックチェーンなどの分散型台帳にデジタル的に記録された取引を保護するために暗号化を利用する仮想通貨の一種である。暗号通貨の単位は、一般にコインまたはトークンと称される。分散型台帳技術は、独立したデジタルシステムを使用してトランザクションを記録、共有、同期し、その詳細は同時に複数の場所に記録され、中央のデータ貯蓄や管理機能はない。

ハードフォークは分散型台帳技術に特有のもので、分散型台帳上の暗号通貨がプロトコル変更を受け、レガシーまたは既存の分散型台帳から永久に流用された場合に発生する。ハードフォークにより、従来の分散型台帳上のレガシー暗号通貨に加えて、新しい分散型台帳上に新しい暗号通貨が作成される可能性がある。ハードフォーク後、新しい暗号通貨を含む取引は新しい分散型台帳に記録され、レガシー暗号通貨を含む取引は引き続き従来の分散型台帳に記録される。

エアドロップは、暗号通貨のユニットを複数の納税者の分散型台帳アドレスに配布する手段である。ハードフォークとそれに続くエアドロップにより、新しい暗号通貨のユニットがレガシー暗号通貨を含むアドレスに配布される。しかし、ハードフォークの後には必ずしもエアドロップが続くとは限らない。

エアドロップによる暗号通貨は、通常、分散型台帳に記録された日付と時間に受信される。ただし、納税者は、エアドロップが分散型台帳に記録される前に、建設的に暗号通貨

30) 31CFR (連邦規則第31巻) §1010.100(m) は、「通貨。米国またはその他の国の硬貨および紙幣で、法定通貨として指定され、発行国で交換手段として流通し、慣習的に使用され、受け入れられているものである。通貨には、米国の銀証書、米国紙幣、連邦準備制度理事会の紙幣が含まれる。通貨には、外国で交換手段として慣習的に使用され、受け入れられている公式の外国紙幣も含まれます (“Currency. The coin and paper money of the United States or of any other country that is designated as legal tender and that circulates and is customarily used and accepted as a medium of exchange in the country of issuance. Currency includes U.S. silver certificates, U.S. notes and Federal Reserve notes. Currency also includes official foreign bank notes that are customarily used and accepted as a medium of exchange in a foreign country.”) の旨を定める。

納税者が暗号通貨に対する支配権と管理権を行使できない場合には、エアドロップが分散型台帳に記録されたときには、納税者は暗号通貨の受領を有さない。例えば、仮想通貨がエアドロップされたアドレスが仮想通貨取引所で管理されているウォレットに含まれており、仮想通貨取引所が新しく作成された仮想通貨をサポートしておらず、エアドロップされた仮想通貨が仮想通貨取引所の納税者の口座にすぐに入金されない場合には、納税者は支配・管理を有さない。その後、納税者が仮想通貨を譲渡、売却、交換、その他の処分する能力を獲得した場合、その時点で仮想通貨を受け取ったものとして扱われる。

事実

状況 1 : A は暗号通貨である Crypto M を50ユニット保有する。日付1では、Crypto M の分散型台帳でハードフォークが発生し、Crypto N が誕生しました。Crypto N は、A が所有または管理するアカウントにエアドロップまたはその他の方法で転送されることはない。

状況 2 : B は暗号通貨である Crypto R を50ユニット保有する。日付2では、Crypto R の分散型台帳がハードフォークを経験し、Crypto S が作成された。その日、25ユニットの Crypto S が B の分散型台帳アドレスにエアドロップされ、B はエアドロップ後すぐに Crypto S を処分しう。B は現在、50ユニットのクリプト R と25ユニットのクリプト S を保有する。Crypto S のエアドロップは、日付2の Time 1 に分散型台帳に記録され、その日時に、B の25ユニットの Crypto S の公正市場価値は50ドルである。B が Crypto S を受け取るのは、ハードフォーク時に B が Crypto R を所有しているからに他ならない。エアドロップ後、Crypto S を含むトランザクションは新しい分散型台帳に記録され、Crypto R に関連するトランザクションは引き続きレガシー分散型台帳に記録される。

法則と分析

§61(a)(3)は、別段の定めがある場合を除き、総所得とは、財産取引からの利得を含む、あらゆる源泉からのすべての収入をいう、と定める。§61のもと、納税者が完全な支配権を持っている、明確に実現されたすべての利得または算入を否定得えない富は、総所得に含まれる (Commissioner v. Glenshaw Glass Co., 348 U.S. 426, 431, 75 S. Ct. 473, 99 L. Ed. 483, 1955-1 C.B. 207 (1955))³¹⁾(筆者補注) 参照)。一般に、所得は、資本資産の売却または交換

31) 本件 (1955年 Glenshaw Glass Co. 事件最高裁判決) の概要は、以下のとおりである。納税者 (原告・被告訴人・被上告人) は、自分に有利な判決から懲罰的損害賠償 (懲罰的損害賠償の妥協和解で受け取った金額) を受領したが、その損害を総所得として申告しなかった。租税裁判所 (Glenshaw Glass Co. v. Commissioner, 18 T.C. 860 (1952)) と第3巡回区控訴裁判所 (Commissioner v. Glenshaw Glass Co., 211 F.2d 928 (1953)) は、1932年 IRC§22(a) (現 IRC§61) に基づく収入として損害賠償を申告する必要はないと結論付けた。当最高裁判所は、懲罰的損害賠償の回収は、課税対象の総所得を決定し、広範かつ自由な解釈が与えられている §22 条に基づく課税所得であると判示した。議会の意図は、特に免除されたものを除いて、すべての所得の利益に課税することであった。判決を覆すにあたり、当最高裁判所は、実際の損害の回復は課税対象であるが、

による利益であるか、特別な規則が適用されない限り、通常所得である。例えば (§§1222, 1231, 1234A 参照)。

§1011 は、資産の売却または交換からの利益または損失を決定するための納税者の調整された取得価額は、§1016 に規定されている範囲で §1012 に基づいて決定されたコストまたはその他の取得価額と定める³²⁾(筆者補注)。納税者が購入していない財産を受領する場合には、別段の定めがない限り、受領した財産の納税者の取得価額は、当該財産を財産の公正な市場価格である総所得に含まれる金額を参照して決定される (§§61 および 1011 参照; §1.61-2(d)(2)(i)³³⁾ もまた参照)。

IRC§451 (General rule for taxable year of inclusion-筆者補注-) は、現金主義による会計処理を行う納税者は、実際にまたは建設的に受領した金額を課税年度の総所得金額に含める旨を定める (§§1.451-1 および 1.451-2 参照)。発生主義会計法を使用する納税者は、通常、そのような金額を受け取る権利を確定するすべての事象が発生した課税年度までに総所得金額を含める (§451 参照)。

状況 1 : A はハードフォークから新しい暗号通貨である Crypto N のユニットを受け取らない。したがって、A は富への算入がなく、ハードフォークの結果として §61 に基づく総所得がない。

状況 2 : B はハードフォーク後のエアドロップで新しい資産である Crypto S を受け取った。したがって、B は富に得ており、Crypto S が受け取られた課税年度に通常所得を有する (§§61 および 451 参照)。B は Crypto S を即座に処分する能力を有しているため、エアドロップの時点で Crypto S が分散型台帳に記録された時点で、B は Crypto S を支配

傷害を引き起こしたのと同じ行為に対する罰として抽出された追加額ではないと結論付けるのは異常であると判示した。懲罰的損害賠償は贈与ではなく、課税目的のための資本の回復とはみなされず、内国歳入法の免除規定にも該当しない (Lexis. Case Summary)。

32) IRC§1011 (Adjusted basis for determining gain or loss.), IRC§1011 (Basis of property-cost), IRC§1016 (Adjustments to basis).

33) IRC§1.61-2 (Compensation for services, including fees, commissions, and similar items.) (d)(2)(i) は、従業員又は個人事業主へ譲渡された財産について、「原則として。本条(d)(6)(i)項(1969年6月30日以後に譲渡された特定の財産に関するもの)に別段の定めがある場合を除き、役務の対価が財産で支払われる場合、支払いで取られた財産の公正市場価値は、報酬として所得に含まれなければならない。役務の提供が他の役務の提供と引き換えに支払われる場合には、支払いとしておこなわれたそのような他の役務の提供の公正な市場価値は、補修として所得に含まなければならない。役務の提供が見積もられた価格で提供された場合には、そのような価格は、反証がない場合に受け取った報酬の公正な市場価格であると推定される。…… (“In general. Except as otherwise provided in paragraph (d)(6)(i) of this section (relating to certain property transferred after June 30, 1969), if services are paid for in property, the fair market value of the property taken in payment must be included in income as compensation. If services are paid for in exchange for other services, the fair market value of such other services taken in payment must be included in income as compensation. If the services are rendered at a stipulated price, such price will be presumed to be the fair market value of the compensation received in the absence of evidence to the contrary. ……”.)」と定める。

管理してる。総収入に含まれる金額は50ドルで、エアドロップが分散型台帳に記録されたときのBの25ユニットのCrypto Sの公正市場価値である。Crypto SにおけるBの取得価額は、認識される所得金額である50ドルである (§§61, 1011, および 1.61-2(d)(2)(i) 参照)。

結論

- (1) 納税者が新しい暗号通貨のユニットを受け取らない場合、納税者が所有する暗号通貨のハードフォークの結果として、納税者は §61 に基づく総所得を有さない。
- (2) 納税者は、ハードフォーク後の新しい暗号通貨のエアドロップの結果として、§61 に基づいて、納税者が新しい暗号通貨のユニットを受領した場合には、通常、性質上、総所得を有する。

(3) Counsel Advice Memorandum

(3)-1. 同種交換原則 (2022年6月18日: IRS CCA 202124008)

問題

2018年1月1日より前に完了した場合、(i) ビットコインからイーサリアム、(ii) ビットコインとライトコイン、または(iii) イーサとライトコインの交換は、IRC §1031 に基づく同種の交換として適格を有するか。

背景

仮想通貨は、米ドルまたは外貨の表現以外の交換媒体、勘定単位、または価値の保存として機能する価値のデジタル表現である (Notice 2014-21; Rev.Rul. 2019-24)。ビットコインなど、現実の通貨で同等の価値を有する仮想通貨、または現実の通貨の代替として機能する仮想通貨は、「兌換可能」仮想通貨と称され、連邦所得税の適用上、財産とみなされる (Notice 2014-21)。したがって、不動産取引に適用される一般的な税制原則は、兌換可能な仮想通貨を含む取引にも適用される (Id-原文ママ)。

ビットコイン、イーサリアム、ライトコインはすべて暗号通貨の一種であり、ブロックチェーンなどの分散型台帳にデジタル的に記録されたトランザクションを保護するために暗号化を利用する仮想通貨の一種です (Rev.Rul. 2019-24 at 2)。分散型台帳技術は、独立したデジタルシステムを使用してトランザクションを記録、共有、同期し、その詳細は中央のデータ貯蓄や管理機能なしで同時に複数の場所に記録される。暗号通貨は支払い方法として使用できる。ただし、多くの納税者は、投資やその他の目的で暗号通貨を取引している。

暗号通貨取引所は、ユーザーがある暗号通貨を別の暗号通貨や米ドルなどの不換紙幣と交換できるようにするデジタルプラットフォームである。当該取引所がサポートする可能な組み合わせは、取引ペアとして知られている。ビットコインやイーサリアムなどの主要な暗号通貨は通常、他の暗号通貨と取引される可能性があり、その逆も然りである。ただ

し、暗号通貨取引所の一部の暗号通貨は、限られた数の他の暗号通貨としか取引できず、不換紙幣とは一切、取引できない。たとえば、ある人気のある暗号通貨取引所は30を超える異なる暗号通貨をサポートしていたが、それらのほとんどすべてがビットコイン、イーサリアム、または法定通貨のみで取得または取引できた。2017年には、1,000種類以上の暗号通貨が存在していた。

議論

IRC§1031条(a)(1)は、営業又は事業における生産的使用または投資のために保有される同種の財産とのみ交換される場合、営業又は事業または投資のために保有されている財産の交換については、いかなる損益も認識されないと定める。§1031に基づく損益の非認識は、交換後の納税者の経済状況が取引前と本質的に同じである取引に適用されることを意図している。H. Rept. 704, 73d Cong., 2d Sess. (1934), 1939-1 C.B. (Part 2) 554, 564. Tax Cuts and Jobs Act, P.L. 115-97 は、2017年12月31日以降の同種交換の扱いを不動産の交換に限定するために §1031 を改正した。2018年以前は、§1031 は特定の動産の交換にも適用されていた。

財務省規則 §1.1031(a)-1(b)は、“同種の (like kind)” を財産の性質や特性ではなく、程度や品質を意味すると定義する。ある種類または程度の財産は、別の種類または程度の財産と交換できない。例えば、金塊を銀地金と交換した投資家は、銀が主に工業商品として使用されるのに対し、金は主に投資として使用されるため、利得を認識する必要があった (Rev.Rul. 82-166)。同様に、ある種類の金貨を別の種類の金貨と交換した投資家は、一方のコインの価値はその収集可能性から導き出され、他方の価値はその金属含有量から導き出されたため、利得を認識する必要がある (Rev.Rul. 79-143³⁴⁾(筆者補注))。

34) Rev.Rul. 79-143 の内容は、以下の通りである。

【問題】投資用に保有されている貨幣型硬貨を投資用に保有している地金型硬貨と交換することは、1954年の内国歳入法第1031条に基づく利益の非認識の対象となるか？

【事実】外国または国内の硬貨のディーラーではない個人の納税者が、投資として米国20ドルの金貨を購入した。硬貨の価値が上がった後、納税者はそれらを南アフリカのクルーガーランド金貨と交換した。交換の結果として納税者によって利得が実現された。納税者は、南アフリカのクルーガーランド金貨を投資として保有する。納税者が交換する米国20ドル金貨は貨幣型硬貨である。貨幣タイプの硬貨の価値は、その年代、鋳造された数、歴史、芸術と美学、状態、および金属含有量によって決定される。納税者が受け取った南アフリカのクルーガーランド金貨は、地金タイプのコインである。地金タイプの硬貨の価値は、その金属含有量のみに基づいて決定される。

【法則と分析】

同法第1031条(a)は、営業又は事業における生産的使用、または営業又は事業における生産的使用または投資のために保有される同種の財産への投資のために保有された財産（債務の証拠を含まない）の交換については、いかなる損益も認識されないと定める。財務省規則 1.1031(a)-1(b)は、IRC§1031(a)で使用されるように、「同種の」という文言は、その程度や品質ではなく、財産の性質または特性に言及していると定める。ある種類または種類の財産は、その条の下で、別の種類またはクラスの財産と交換することはできない。IRC§1031(e)は、他の性別の家畜のための1つの性

BTC/LTC および ETH/LTC

2016年と2017年には、暗号通貨取引所が提供する暗号通貨から法定通貨への取引ペアの大部分がペアの一部としてビットコインまたはイーサのいずれかを持っていたため、ビットコイン、および程度は低いイーサリアムは、暗号通貨市場内で特別な地位を占めていた。換言すれば、ライトコインなどのビットコインやイーサ以外の暗号通貨に投資しようとする個人は、通常、最初にビットコインまたはイーサのいずれかを取得する必要がある。同様に、ライトコインなどのビットコインやイーサ以外の暗号通貨の保有資産を清算しようとする個人は、通常、最初にそれらの保有資産をビットコインまたはイーサリアムに交換する必要がある。これとは対照的に、当時のライトコインの取引ペアの可用性は大幅に制限されていた。したがって、ビットコインとイーサリアムは、2016年から2017年にかけて、より広範な暗号通貨市場内で他の暗号通貨とは根本的に異なる役割を果たした。他の暗号通貨とは異なり、ビットコインとイーサリアムは、他の暗号通貨への投資と取引のオンとオフランプとして機能した。この違いのために、ビットコインとイーサはそれぞれライトコインとは性質と性質の両方が異なっていた。したがって、ビットコインとライトコイン (BTC/LTC) は、§1031 の目的上、同種の財産として適格でない。イーサリアムやライトコイン (ETH/LTC) もまた、然り。

BTC/イーサリアム

上で説明したように、ビットコインとイーサリアムは暗号通貨市場で特別な役割を共有しており、関連する年の間にライトコインとは根本的に異なっていた。ただし、両方の暗号通貨は同様の品質と用途を共有するが、全体的な設計、使用目的、および実際の使用が異なるため、根本的にも異なる。ビットコインネットワークは、ビットコインが支払い単位として機能する支払いネットワークとして機能するように設計されている。一方、イーサリアムブロックチェーンは、決済ネットワークとして、また、スマートコントラクトやその他のアプリケーションを運用するためのプラットフォームとして機能することを意図

別の家畜の交換は、セクション 1031(a)の非承認規定の目的のために、同種の財産の交換ではないと規定する。1つのケースでは繁殖目的の投資、もう1つのケースでは屠殺のために飼育された家畜への投資である。第1031条(e)は、第1031条(a)の正しい解釈と考えられるものを明確にするために制定された (S. Rep. No. 91-552, 91st Cong., 1st Sess. 102 (1969), 1969-3 C.B. 423, 488-489 参照)。同様に、この場合、コインはどちらも金を含んでいるため似ているように見えるが、実際にはまったく異なる種類の原資産投資を表しているため、同じ性質や特徴のものではない。地金タイプのコインは、貨幣タイプのコインとは異なり、コイン自体ではなく、世界市場での金への投資を表している。したがって、地金型硬貨と貨幣型硬貨は、同種の所有物ではない。

【結論】

合衆国20ドル金貨を南アフリカ・クルーガーランド金貨と交換することは、法典第1031条(a)に基づく利益の非認識の対象にはならない。Rev. Rul. 76-214, 1976-1 C.B. 218 は、メキシコの50ペソ金貨とオーストリアの100コロナ金貨の交換は、どちらも政府の公式な再ストライキであり、法典第1031条(a)に基づく利益の非認識の資格を有すると判示しているが、歳入裁定は地金型硬貨と地金型硬貨の交換のみを含むため、区別可能である。

しており、イーサはこれらの機能の「燃料 (fuel)」として機能していた。したがって、イーサリアムとビットコインはどちらも支払いに使用できるが、イーサの追加機能は、性質・特徴の両方でイーサとビットコインを区別する。したがって、ビットコインとイーサリアムは、§1031 に基づく同種の財産として適格ではない。

結論

2018年1月1日より前に完了した場合、(i)ビットコインとイーサリアム、(ii)ビットコインとライトコイン、または(iii)イーサとライトコインの交換は、§1031 に基づく同種の交換とはみなされない。

(3)-2. 資産の無価値 (2023年1月10日: IRS CCA 202302011)

問題

IRC§165 は、課税年度中に被った損失の控除を定める。納税者 A が保有する仮想通貨の価値が大幅に下落した場合、納税者 A は仮想通貨の価値の無価値化または放棄により、同§165 に基づく損失を被ったこととなるか。

結論

§165 は、終了取引ないし完了取引によって証明され、同定しうる事象によって修正され、課税年度中に実際に持続した損失の控除を定める。納税者 A は、仮想通貨を放棄したり、処分したりしておらず、仮想通貨にはまだ価値があるため、無価値ではない。したがって、納税者 A は、§165 および対応する規則に基づく損失を被っていない。さらに、納税者 A が §165 に基づく損失を被ったとしても、§67(g)は2018年から2025年までの課税年度の雑多な項目別控除を停止しているため、損失は認められない。

事実

納税者 A は、2022年に暗号通貨取引所での個人投資目的で、1 ユニットあたり1.00ドルで暗号通貨 B のユニットを購入した個人である。納税者 A が仮想通貨 B を取得した後、仮想通貨 B の単位当たりの価値は大幅に減少し、2022年末には仮想通貨 B の1 ユニットあたりの価値は1 セント未満になった。2022年12月31日現在、仮想通貨 B は少なくとも1つの仮想通貨取引所で取引され続けており、納税者 A は仮想通貨 B のユニットを売却、交換、または譲渡する能力があることから明らかなように、仮想通貨 B のユニットに対する支配管理を維持していた。納税者 A は、自身の2022年の確定申告書について、§165 に基づく控除を主張し、暗号通貨 B の単位は無価値であるか、放棄されているという立場を採った。

議論

デジタル資産は、§6045(g)(3)(D)³⁵⁾(筆者補注) に基づいて、暗号で保護された分散型台帳に

記録される価値のデジタル表現として定義される。1 メモの本文へのリンクデジタル資産は物理的な形では存在せず、IRS が以前に兌換可能な仮想通貨および暗号通貨と称してた資産が含まれるが、これらに限定されない (Notice 2014-21, 2014-16 I.R.B. 938; Rul. 2019-24, 2019-44 IRB 1004 参照)。Notice 2014-21 は、兌換可能な仮想通貨は財産として扱われ、財産取引に適用される一般的な租税の原則が兌換可能な仮想通貨に適用されることを規定する。

暗号通貨は、ブロックチェーンなどの分散型台帳にデジタル的に記録された取引を保護するために暗号化を利用する仮想通貨の一種である。暗号通貨のユニットは、一般にコインまたはトークンと称される。分散型台帳技術は、独立したデジタルシステムを使用して取引を記録、共有、同期し、その詳細は中央のデータ貯蓄や管理機能なしで同時に複数の場所に記録される (Rev. Rul. 2019-24 参照)。

デジタル資産の売却、交換、およびその他の処分により、利益または損失が認識される場合がある。暗号通貨の処分から生じる損益の性質は、通常、資産が納税者の手元にある資本資産であるか否かにより異なる。暗号通貨を扱う取引や事業を行っていない納税者は、通常、暗号通貨の売却または交換でキャピタルゲインまたはキャピタルロスを実現する。納税者は、資本資産として保有されていない財産の売却または交換において、通常所得または損失を実現する。

IRC§165(a)は、課税年度中に被った損失のうち、保険等で補填されない損失については、控除として認める旨を定める。損失は、IRC§165(a)に基づく控除として、損失が発生した課税年度についてのみ認められる。この目的のために、損失は、終了ないし完了した取引によって証明され、そのような課税年度に発生した同定されうる事象によって固定された損失が継続した課税年度中に発生したものとして扱われます (財務省規則 §1. 165-1(d)(1))。

§165(g)は、資本資産である有価証券が課税年度中に無価値になった場合、その損失は資本資産の売却または交換による損失として扱われるものと規定する。§165(g)(2)は、有価証券を法人の株式持分として定義する。例えば、これには、企業の株式を購入・受領する権利、または利子クーポンまたは登録形式の債券、社債、手形、証明書、その他の債務の証拠があげられる。暗号通貨 B は、§165 条(g)(2)に列挙されている項目のいずれでもないため、§165(g)は適用されない。

個人納税者の場合、§67(b)(3)は、第165条(a)の損失を、死傷者、盗難、および賭けによるもの以外の、雑多な項目別控除として特徴付けている。現行法では、§67(g)により、2017年12月31日以降、2026年1月1日より前に開始する課税年度のすべての雑多な項目別控除が認められていない。

35) IRC§6045(g)(3)(D) [デジタル資産] は、以下の旨定める。曰く、「内国歳入庁長官が別段の定めがある場合を除き、『デジタル資産』の用語は、暗号で保護された分散型台帳または類似の台帳に記録された価値のデジタル表現を意味する長官が指定した技術をいう。」

価値のない暗号通貨

暗号通貨 B の価値は大幅に低下した。しかし、その価値はゼロより大きく、少なくとも 1 つの暗号通貨取引所で取引され続け、A は暗号通貨 B のユニットを売却、交換、またはその他の方法で処分していない。財産の価値における経済的損失は、財産に関する取引の恒久的な終了によって決定されなければならない。価値の減少には、放棄、売却、交換など、損失の額を確定する何らかの肯定的な措置が伴わなければならない (Lakewood Assocs. v. Commissioner, 109 T.C., 50, 459 (1997)³⁶⁾(筆者補注)；財務省規則 §1.165-1; Higgins v. Smith, 308 U.S. 473, 475, 60 S. Ct. 355, 84 L. Ed. 406 (1940)³⁷⁾(筆者補注) もまた参照) (『課税年度中の継続的』損失については、控除が認められる。損失は、その金額を決定する完了した取引によって実現されたときに維持される。』) (United States v. White Dental Mfg. Co., 274 U.S. 398, 401, 47 S. Ct. 598, 71 L. Ed. 1120, 63 Ct. Cl. 689, 1927-2 C.B. 198, T.D. 4059 (1927)³⁸⁾(筆者補注) (「この制定法は明らかに、納税者が所有する財産の価値の単なる変動から

36) 1997年 Lakewood Assocs 事件租税裁判所判決の事実の概要は、以下の通りである。

パートナーシップの L (原告) は、一戸建て住宅を建設する予定の土地を購入した。購入当時、土地は農業用地に指定されており、土地の 3 分の 1 は連邦湿地規制下の湿地であった。1988年、L は住宅地への区画整理を申請したが、1989年、L の区画整理申請は却下された。また、1989年には、新しい連邦湿地規制が発行され、土地の約75%が湿地に分類された。L は、土地の湿地部分で住宅プロジェクトを開始する前に、1977年の水質浄化法、Pub.L. 95-217, sec. 67(a) (一般に §404 許可と称される)、91 Stat. 1566, 1600, 33 U.S.C. sec. 1344 (1994) に基づく許可を取得する必要がある。L は1989年に許可を申請しておらず、土地を売却したり放棄したりしなかった。土地は農業用地として区画されたままである。L は、1989年に、連邦湿地規制のために住宅開発のために土地を使用できないことに基づく土地の資産価値の減少について、IRC§165に基づく損失控除を主張しました。当租税裁判所は、完了した取引における資産価値の減少を確定する実現の事象はなく、L は IRC. §165(a) に基づく損失控除を受けることができないと判示した。

37) 1940年 Higgins v. Smith 事件連邦最高裁判決の事実の概要は、以下の通りである

争点は、1932年歳入法第23条(e) (Statute at Large 第47巻169頁) に基づき、納税者 (原告・被控訴人・被上告人) が全額所有する法人への有価証券の売却から生じる損失を納税者が控除することができるか否かであった。法人の役員及び取締役は、納税者の部下であった。その取引は当該納税者の指示の下で行われ、主に当該納税者から証券を購入したり、納税者に売却したりする業務に限定されていた。その会計は、納税者の会計とは完全に分離されていたが、法人が当該納税者の法人であることは疑いの余地がなかった。納税者は、彼が支払った金額よりも少ない金額で証券を会社に売却し、その損失を個人控除として受領した。ニューヨーク州南部地区地方裁判所において、陪審員は当該納税者の法人への売却は、納税者が唯一の株主である法人に有価証券の所有権が移転したにもかかわらず、当該法人の株式所有を通じて、納税者が有価証券を引き続き支配・支配していたという十分な証拠があったため、実際には譲渡ではないと認定した。第2巡回区控訴裁判所 (Smith v. Higgins, 102 F.2d 456 (2nd Cir, 1939)) は、納税者は、有価証券が会社に譲渡された後、有価証券に利害関係がなかったため、有価証券の会社への売却で被った損失を請求することはできないと判示した。当最高裁判所は、控訴審の判断を支持した (See, LEXIS 1216)。

38) 1927年 White Dental Mfg. Co. 事件連邦最高裁判決の事実の概要は、以下の通りである。

米国は、被上告人ペンシルベニア州法人が、ドイツ政府から敵性財産として全財産を差し押さえられたドイツ子会社への投資額を総所得から控除する権利を支持した判決の再審理を求めた。合衆国最高裁判所は、1918年歳入法第234条の意味において、財産がドイツ企業によって差し押さえら

生じる損失の控除を想定しておらず、禁じている。』)。

もっとも、暗号通貨が無価値になり、§165(a)の目的のために課税年度中に発生する同定しうる事象が発生した場合には、損失が持続する可能性がある。資産が無価値になったか否かは、事実の問題である (Boehm v. Commissioner, 326 U.S. 287, 293, 66 S. Ct. 120, 90 L. Ed. 78, 1945 C.B. 353 (1945)³⁹⁾(筆者補注))。無価値資産の場合、「その年に問題の資産が実際に本質的に無価値であることと相まって、当該年に無価値であるという主観的な判断」が存する場合、権原を放棄は必要ない (Echols v. Commissioner, 935 F.2d 703, 708 (5th Cir. 1991)⁴⁰⁾(筆者補注))。Morton 事件では、租税訴訟庁は、「株式の最終的な価値、そして逆にその無価値性は、現在の清算価値だけでなく、企業の予見可能な事業を通じて将来どのような価値を獲得するかにも依存する。損失を確定する前に、両方の価値要因を一掃する必要がある。」と判示した (38 B.T.A. 1270, 1278 (1945))。

MCM Investment Management, LLC v. Commissioner 事件において、租税裁判所は、パートナーシップの持分が無価値であるかどうかを判断するために、上述の Echols 事件や Morton 事件で明確にされた規準を適用し、§165 に基づく損失控除を容認した (T.C. Memo.2019-158 at 26-31, 62 (citing Echols, 935 F.2d at 708; Morton, 38 B.T.A. at 1278))。租税裁判所は、原告が主観的に、そのパートナーシップの持分が無価値であると判断したかどうか、また、無価値の客観的な兆候があったかどうかを判断するために、パートナーシップの持分は、清算価値または潜在的な将来価値を持っていたかどうかを検討した (Id, at 28-29, 31-32)。原告は、パートナーシップの清算時にパートナーシップの利益のため

れ、その子会社である被申立人である債権者および株主が差し押さえの結果として財産または資産を失った場合、損失は閉鎖された取引によって証明されたと判示した。そして、被申立人による法的措置は実を結ばなかったであろう。したがって、被上告人が最終的な回収の可能性がないことを立証することなく、損失が控除に十分完全になる可能性があるため、被上告人が損失を控除できる判決が肯定された (See, LEXIS 38)。

- 39) 1945年 Boehm 事件連邦最高裁判所判決の事実の概要は、以下の通りである。被告内国歳入庁長官は、原告の納税者が所得税の支払いに不足していたという決定を下し、原告は、損失が問題の課税年度に発生していなかったため、所有していた株式が無価値になったときに被った損失を控除できないと結論付けました。租税裁判所は、所得税の不備に関する長官の判断を支持し、その判決は控訴審で支持された。当最高裁判所は、原告の主観的な信念は、損失がいつ実現したかを決定する上で唯一の考慮事項ではないと結論付けた。たとえば、ケースのいくつかの事実が明記されていたか、または議論の余地がなかったとしても、株式が無価値になったという場合は、租税裁判所において保留された事実の問題であった (LEXIS 2648)。
- 40) 1991年 Echols 事件第5巡回区控訴審判決の事実の概要は、以下の通りである。申立人は、第三者とのパートナーであり、パートナーシップの唯一の資産は、未整備の不動産の区域であった。1976年5月、当該不動産の抵当権は差し押さえられ、パートナーシップは放棄によって解消された。控訴人は、パートナーシップへの持分の放棄に基づいて控除を主張しました。租税裁判所は、代わりにパートナーシップによる不動産の放棄に焦点を当て、申立人は、この理論的根拠に基づいて、個人の納税申告書の控除を請求することはできないと判示した。当控訴裁判所は、租税裁判所の決定を覆し、控訴人は、無価値の法理に基づいて、パートナーシップの持分の放棄に対する控除を請求できると判示した (See, LEXIS 14880)。

に何も回収することができず、問題となっている第三者劣後債務契約による潜在的な将来価値が存しなかったため、租税裁判所はパートナーシップの持分は無価値であると判示した (Id, at 58, 62)。

この場合、暗号通貨 B の各ユニットは清算価値を有していたが、2022年末には1セント未満と評価されていた。暗号通貨 B は、少なくとも1つの暗号通貨取引所で取引され続けており、将来的に価値が上昇する可能性がある。したがって、暗号通貨 B は、価値が下落した結果、2022年中に完全に無価値になったわけではなく、納税者 A は、2022年に無価値のために§165(a)に基づく真正の損失を被らなかった。

放棄された暗号通貨

財務省規則第 1.165-2 条(a)に基づき、納税者は、「(1)損失が、利得を稼得する事業又は取引に含まれ場合、(2)損失が、事業または取引における有用性の突然の終了から生じる場合、(3)財産が永久に廃棄されるか、取引が中止される場合 (Franklin v. Commissioner, T.C. Memo. 2020-127 at 18 (引用: Treas. Reg. section 1.165-2(a)))」, 非減価償却資産の陳腐化または有用性の喪失について、§165(a)に基づく損失を被る。

納税者 A は、2022年中に納税者 A の暗号通貨 B のユニットを放棄し、永久に破棄する措置をとらなかった。放棄は、(1)財産を放棄する意図と(2)放棄の肯定的な行為を示す必要がある周囲の事実と状況にかんがみて立証される (Massey-Ferguson, Inc. v. Commissioner, 59 T.C. 220, 225 (1972) (citing Boston Elevated Railway Co. v. Commissioner, 16 T.C. 1084, 1108 (1951), a ff'd, 196 F.2d 923 (1st Cir. 1952)) 参照)。「放棄の単なる意図だけでは、放棄を成し遂げるのに十分ではないし、不使用だけでは十分ではない (Beus v. Commissioner, 261 F.2d 176, 180 (9th Cir. 1958), a ff'g 28 T.C. 1133 (1957)).」資産が無形財産権である場合、放棄の明示的な表示が必要である (Citron v. Commissioner, 97 T.C. 200, 209-10, 213 (1991) (リミテッド・パートナーがパートナーシップの解散に投票したときに納税者がパートナーシップの利益を放棄し、最終的なパートナーシップの申告書を提出するよう指示し、パートナーシップの財産をリミテッド・パートナーのものではないものとして扱ったと認定))。

この場合、納税者 A は、2022年末時点での暗号通貨の各ユニットの価値が1セント未満であったにもかかわらず、同年末まで暗号通貨 B の所有権を維持していた。納税者 A は、2022年中に暗号通貨 B を売却、交換、またはその他の方法で処分する能力を保持していた。さらに、納税者 A は、暗号通貨 B に対する支配と管理を継続し、意図に関係なく、2022年中に資産を放棄するための積極的な措置を講じなかった。したがって、納税者 A は、2022年に放棄に§165(a)に基づく損失を被らなかった。

III-2. Notice 2023-27 概観

さて、冒頭に述べた今回の IRC§408(m)の回収・収集品 (collectibles) に関する §Notice 2023-27 発遣について、Betsy Smith らは、「IRC が、……連邦邦所得税法が類似の資産を

どのように扱うかを利用するために、NFTを他の種類の財産に類推しようとしている。」⁴¹⁾とし、これは、以下でみる当該 Notice が説示しているが、課税の適否やキャピタルの税率の適用に関連してくる。

セクション 1. 目的

この Notice は、財務省と IRS が、IRC §408(m)に基づく収集品としての特定の非代替性トークン (NFT) の取り扱いに関するガイダンスを発行する予定である。この扱いは、§1(h)⁴²⁾(引用筆者補注)に基づく長期キャピタルゲイン税率など、コードの他の目的にも関連しています。また、この Notice では、IRS が NFT が §408(m)に基づく収集品を構成するかど

41) Betsy Smith *et. al.*, *supra* note 24, at 43.

42) IRC§1(h)は、以下の通り、キャピタルゲインの最大税率を定めている。

“(1) In general. If a taxpayer has a net capital gain for any taxable year, the tax imposed by this section for such taxable year shall not exceed the sum of—

(A) a tax computed at the rates and in the same manner as if this subsection had not been enacted on the greater of—

(i) taxable income reduced by the net capital gain; or

(ii) the lesser of—

(I) the amount of taxable income taxed at a rate below 25 percent; or

(II) taxable income reduced by the adjusted net capital gain;

(B) 0 percent of so much of the adjusted net capital gain (or, if less, taxable income) as does not exceed the excess (if any) of—

(i) the amount of taxable income which would (without regard to this paragraph) be taxed at a rate below 25 percent, over

(ii) the taxable income reduced by the adjusted net capital gain;

(C) 15 percent of the lesser of—

(i) so much of the adjusted net capital gain (or, if less, taxable income) as exceeds the amount on which a tax is determined under subparagraph (B), or

(ii) the excess of—

(I) the amount of taxable income which would (without regard to this paragraph) be taxed at a rate below 39.6 percent, over

(II) the sum of the amounts on which a tax is determined under subparagraphs (A) and (B),

(D) 20 percent of the adjusted net capital gain (or, if less, taxable income) in excess of the sum of the amounts on which tax is determined under subparagraphs (B) and (C),

(E) 25 percent of the excess (if any) of—

(i) the unrecaptured section 1250 [26 USCS §1250] gain (or, if less, the net capital gain (determined without regard to paragraph (11))), over

(ii) the excess (if any) of—

(I) the sum of the amount on which tax is determined under subparagraph (A) plus the net capital gain, over

(II) taxable income; and

(F) 28 percent of the amount of taxable income in excess of the sum of the amounts on which tax is determined under the preceding subparagraphs of this paragraph.”

うかを、そのガイダンスの発行までの間どのように判断するかについても説明する。

セクション 2. 背景

A. NFT, 分散型台帳技術, デジタルファイル

NFTは、分散型台帳技術を使用して記録された一のデジタル識別子であり、関連する権利又は資産の真正性と所有（権）を証明するために用いられる。NFTの所有（権）は、通常、NFTとは別の（デジタル画像、デジタル音楽、デジタルトレーディングカード、デジタルスポーツの動画などのような）デジタルファイル⁴³⁾に関する権利を保有者に提供する場合しうる。あるいは、NFTの所有（権）は、チケット制のイベントに参加する権利や、物理的なアイテムの所有権を証明する権利など、デジタルファイルではない資産に関する権利を保有者に提供する場合がある。この Notice では、NFT が提供する権利、または NFT が証明する資産の所有（権）を、NFT の関連する権利または資産と称する。

ブロックチェーン技術などの分散型台帳技術は、独立したデジタルシステムを使用して取引を記録、共有、進行させ、その詳細はネットワーク内の複数のノードに同時に記録される。トークンは、分散型台帳にエンコードされたデータの登録である。分散型台帳は、代替可能なトークン（Rev. Rul. 2019-24, 2019-44 IRB 1004 に記載されている暗号通貨など）と NFT の両方の所有権を識別するために使用しうる。

B. §408(m) の特定退職金口座の収集品

§408(m)(1)は、収集品の個人退職金口座（IRA）による取得は、IRA からの分配を当該収集品の当該 IRA への費用に等しいものと規定する⁴⁴⁾。§408(m)(1)はまた、収集品の §401(a)に基づく適格な計画の下で個別に指示された口座による取得は、当該口座からの分配を収集品の当該口座へのコストに等しいものとして扱われるものと規定する⁴⁵⁾。

43) Notice 2023-27 の footnote 1 には、「デジタルファイルは、第6045条(g)で定義されているデジタル資産と同じではない。第6045条(g)に基づくブローカーによる報告の目的上、デジタル資産は、長官が提供する場合を除き、暗号で保護された分散型台帳または長官が指定した同様の技術に記録された価値のデジタル表現として定義されている。」と付されている。なお、IRC§6045(g)は、有価証券取引等に要する追加情報について定める。

44) Notice 2023-27 の footnote 2 には、「第408条(m)のみなし配布処理に加えて、NFT が収集品を構成する場合には、IRA による NFT の取得から他の問題が発生し、IRA 所有者に不利な税務上の影響が生じる可能性がある（たとえば、第4975条(e)(2)に基づく資格喪失者である IRA 所有者が、所有者自身の利益のために NFT に関連する権利または資産を取引する場合、禁止取引となる。）」と付されている。

45) Notice 2023-27 の footnote 3 には、「この Notice は、1974年従業員退職所得保障法（ERISA）のタイトル I の対象となる退職金制度によって、またはそれらを通じて、NFT、暗号通貨、またはその他のデジタル資産への投資に適用される受託者責任および関連規定には対応していない。米労働省は、ERISA の受託者規定を管轄する。例えば、Compliance Assistance Release No. 2022-01, 401 (k) Plan Investments in “Cryptocurrencies,” U.S. Department of Labor, Employee Benefits Security Administration (March 10, 2022) (available at www.dol.gov/agencies/ebsa/employers-and-advisers/plan-administration-and-compliance/compliance-assistance-releases) を参照。」と付されている。

§408(m)(2)は、「[f] または本項の適用上、「収集品」とは、(A)あらゆる芸術作品、(B)数物や骨董品、(C)金属や宝石、(D)切手や硬貨、(E)アルコール飲料、または(F)このサブセクションの目的のために長官が指定したその他の有形動産をいう。

§ 第408(m)(3)は、特定のコインおよび地金が収集品の定義から除外されることを規定する。

C. 内国歳入法典の適用上、第1条(h)の対象となる品目と同定される第408条(m)の収集品への適用性

資産が§408(m)の収集品であるかどうかは、IRCの他の条項にも関連する。例えば、§1(h)(4)および(5)に基づき、1年以上保有されている資本資産である収集品 (§408(m)で定義されるが、§408(m)(3)でその定義から除外される硬貨および地金を含む。)の販売または交換は、最大28%のキャピタルゲイン税率の対象となる (ただし、収集品ではない資産は、通常、より低い最大長期税率の対象となるキャピタルゲイン税率)。

§408条(m)に基づく収集品の定義は、§45D (新市場税額控除)、第1397C条 (エンタープライズゾーン事業の定義)、財務省規則第301.6111-1T条、Q&A-24 および -57E (タックスシェルター登録)、および通知2004-50、2004-2 CB 196、Q&A-65 (医療貯蓄口座の許容される投資について) にも関連しています。

セクション3. 決定は、さらなるガイダンスとコメントの要求を保留する

財務省とIRSは、特定のNFTを§408(m)の収集品として扱うことに関するガイダンスを発行する予定です。

このガイダンスの発行までの間、IRSは、NFTに関連する権利または資産が§408条(m)の収集品かどうかを分析することにより、NFTが§408条(m)の収集品を構成するかどうかを判断する予定である (このNoticeでは「ルックスルー分析」とよぶ)。ルックスルー分析では、NFTに関連する権利または資産が§408(m)の収集品である場合には、NFTは§408(m)の収集品と判断される。例えば、宝石は§408(m)(2)(C)に基づく§408条(m)の収集品であるため、宝石の所有(権)を証明するNFTは§408条(m)の収集品を構成する。同様に、NFTに関連する権利または資産が第408条(m)の収集品でない場合、NFTは§408(m)の収集品を構成しない。例えば、仮想環境で「土地区画」を使用または開発する権利は、一般的に§408(m)の収集品ではないため、仮想環境で「土地の区画」を使用または開発する権利を提供するNFTは、通常、§408(m)の収集品を構成しない。

NFTに関連する権利または資産がデジタルファイルである場合、NFTにルックスルー分析を適用すると、デジタルファイルが§408条(m)(2)(A)にいう「芸術作品」を構成するかどうかという疑義が生ずる (この場合、NFTは§408(m)の収集品になる)。財務省とIRSは、デジタルファイルが§408(m)(2)(A)にいう「芸術作品」を構成する可能性がある範囲を検討する。

【謝辞】

本研究は、「スマート・コントラクト時代におけるデジタル金融資産取引の課税のあり方に関する法政策学的研究」と題する研究テーマについて、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団2020年度学術研究事業による助成（2025年3月迄研究延長承認）を受けたものである。